学長選考に関する関係規則抜粋

○国立大学法人富山大学役員規則

（学長）

第２条 学長は，富山大学の校務をつかさどり職員を統督するとともに，本法人を代表し，本法人の最高責任者として，その業務を総理する。

２　学長候補者は，人格が高潔で，学識が優れ，かつ，富山大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから，国立大学法人富山大学学長選考会議（以下「学長選考会議」という。）が選考し，文部科学大臣に申し出るものとする。

３　学長の任期は４年とし，再任を妨げない。ただし，引き続き８年を超えることはできない。

４　学長の選考手続きに関しては，別に定める。

○国立大学法人富山大学学長選考規則

（選考の時期）

第３条　学長選考会議は，次の各号のいずれかに該当する場合に，学長候補者を選考する。

(1)　学長の任期が満了するとき。

（選考の基準）

第４条　学長選考会議は，学長候補者の選考に当たって，学長に求められる資質及び能力並びに学長選考の手続及び方法などの「選考の基準」を定める。

（学長候補適任者の推薦）

第５条　学長選考会議は，学長候補者の選考を行うに当たり，次の各号による学長候補者として適任である者（以下「学長候補適任者」という。）の推薦を求める。

(1)　国立大学法人富山大学経営協議会規則第２条第４号の委員からの推薦

(2)　学長，理事，専任の教授及び准教授で 20 人以上 25 人以内の連署による推薦

２　前項第１号による推薦は，当該委員複数人で１人の学長候補適任者に限り推薦できるものとする。

３　第１項第２号による推薦は，１人の学長候補適任者に限り推薦できるものとする。

４　第１項による推薦は，被推薦者が学長候補適任者として推薦されることの同意を要する。

（学長候補適任者の決定）

第６条　学長選考会議は，前条の規定により推薦された者について学長候補適任者であるか否かの確認を行い，審議の上，学長候補適任者を決定する。

２　学長選考会議は，前項の学長候補適任者の決定の際に当たり，推薦された者に対し必要に応じて面接等を実施することができる。

（公開討論会等）

第７条　学長選考会議は，学長候補適任者を対象として公開討論会等を行うものとする。

（意向調査）

第８条　学長選考会議は，学長候補者の選考の参考とするために，学長候補適任者を対象とした本学の役員及び職員の意向調査（以下「意向調査」という。）を実施することができる。

（学長候補者の決定）

第９条　学長選考会議は，学長候補適任者の面接を実施し，次に掲げる事項を参考に，第４条に定める選考の基準に基づき，学長としてのリーダーシップ，資質及び能力を判定し，学長候補者を選考する。

(1)　推薦時に提出された書類（履歴，所信等）

(2)　公開討論会等

(3)　その他学長選考会議が必要とする事項

２　学長選考会議は，前項で選考した学長候補者が学長となる意思があることを確認し，学長候補者として決定する。